

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（気象等の条件の見直しに伴うⅢ章変更）に係る面談
2. 日時：令和5年6月29日（木）10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、新井安全審査官、塩唐松係長、横山係長、椎名係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当4名（Web会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（気象等の条件の見直しに伴うⅢ章変更）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。

○原子力規制庁は、説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。

- 気象条件の他5項目（計6項目）を変更するとした理由をそれぞれ示すとともに、引用文献や評価条件を見直した項目についてはその妥当性を示すこと。
- 現行実施計画において、本件変更により敷地境界外への影響を再評価することとした箇所として、「大気拡散評価に基づく線量評価結果が実施計画書に記載されているもので且つ、現在も進行中の廃炉作業に係るもの」を抽出したとしているが、廃炉作業に係るものであるかどうかを分別する際の判断根拠とその分別結果を示すとともに、廃炉作業に係らないものの実施計画上の取扱いを整理して示すこと
- 現行実施計画における福島第一原子力発電所付近の気象条件については、既許可申請書添付書類六と同様としているため、今回の変更により、同添付書類六の記載を見直すべき箇所を示すとともに、当該変更箇所について発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針に対する適合性を示すこと。
- 風向出現頻度が変わった原因が、タンクの設置等と判断した理由を説明すること。また、タンクの設置等による放出源の有効高さに対する影響と有効高さの妥当性等を検討するための風洞実験の必要性の有無について説明すること。
- 直近3回の気象データの代表性に関する異常年検定の結果（棄却検定表）を示すとともに、2020年度の気象データを今回評価に使用する新しい気象データと選定した理由を説明すること。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についてへの適合性について（実効線量の評価に用いる気象条件，評価方法及び評価条件の変更に伴う敷地境界線量等の変更並びに放射性気体廃棄物の管理に関する変更）
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表（案件：実効線量の評価に用いる気象条件，評価方法及び評価条件の変更に伴う敷地境界線量等の変更並びに放射性気体廃棄物の管理に関する変更）

以上